

「令和元年分 青色申告の決算書（一般用）の書き方」等の正誤表

次のパンフレットにつきましては、下表のとおり電子帳簿保存の承認申請書の提出期限に誤りがありますので訂正いたします。（赤枠囲みの箇所）

- 令和元年分青色申告決算書（一般用）の書き方
- 令和元年分青色申告決算書（農業所得用）の書き方
- 令和元年分青色申告決算書（不動産所得用）の書き方
- 令和元年分青色申告の決算の手引き（一般用）
- 令和元年分白色申告者の決算の手引き（一般用）
- 令和元年分白色申告者の決算の手引き（農業所得用）
- 青色申告者のための貸借対照表の作成の手引き

令和元年分青色申告決算書（一般用）の書き方（1 ページ）

令和元年分青色申告決算書（農業所得用）の書き方（1 ページ）

令和元年分青色申告決算書（不動産所得用）の書き方（1 ページ）

誤	以下のいずれかの要件を満たす必要があります。 ○ e-Taxを利用して申告書及び青色申告決算書を提出する。 ○ 電子帳簿保存法に対応する会計ソフトを用いて記帳し、かつ、電子帳簿保存の承認申請書を税務署に提出する（令和2年分に限っては令和2年9月29日まで提出可）。 e-Taxによる申告(電子申告)又は電子帳簿保存への移行はお早めに!
正	以下のいずれかの要件を満たす必要があります。 ○ e-Taxを利用して申告書及び青色申告決算書を提出する。 ○ 電子帳簿保存法に対応する会計ソフトを用いて記帳し、かつ、電子帳簿保存の承認申請書を税務署に提出する（令和2年分に限っては令和2年9月30日まで提出可）。 e-Taxによる申告(電子申告)又は電子帳簿保存への移行はお早めに!

令和元年分 青色申告の決算の手引き（一般用）（8 ページ）

誤	以下のいずれかの要件を満たす必要があります。 ○ e-Taxを利用して申告書及び青色申告決算書を提出する。 ○ 電子帳簿保存法に対応する会計ソフトを用いて記帳し、かつ、電子帳簿保存の承認申請書を税務署に提出する（令和2年分に限っては令和2年9月29日まで提出可）。 e-Tax による申告(電子申告)又は電子帳簿保存への移行はお早めに！
正	以下のいずれかの要件を満たす必要があります。 ○ e-Taxを利用して申告書及び青色申告決算書を提出する。 ○ 電子帳簿保存法に対応する会計ソフトを用いて記帳し、かつ、電子帳簿保存の承認申請書を税務署に提出する（令和2年分に限っては令和2年9月30日まで提出可）。 e-Tax による申告(電子申告)又は電子帳簿保存への移行はお早めに！

令和元年分 白色申告者の決算の手引き（一般用）（24 ページ）

令和元年分 白色申告者の決算の手引き（農業所得用）（23 ページ）

青色申告者のための貸借対照表作成の手引き（21 ページ）

誤	令和2年分に限っては、 令和2年9月29日までに承認申請書を提出し、同年中に承認を受けて、同年12月31日までの間に、仕訳帳及び総勘定元帳の電磁的記録による備付け及び保存を行うことで、65万円控除を受けることができます。
正	令和2年分に限っては、 令和2年9月29日令和2年9月30日までに承認申請書を提出し、同年中に承認を受けて、同年12月31日までの間に、仕訳帳及び総勘定元帳の電磁的記録による備付け及び保存を行うことで、65万円控除を受けることができます。